

磐田公共職業安定所では、ポルトガル語とスペイン語の通訳を火曜日と水曜日の午前中に来てもらっている。

2. 外国人の雇用状況

産業分類別、事業所規模別外国人雇用事業所数・外国人労働者数によると、直接雇用よりも間接雇用での労働者数が多い。間接雇用では、現在、派遣よりも構内請負の形が多い。産業別では、製造業が圧倒的に多いが、ついで運輸業に332名が従事している。この人達は、主に、工場などでの構内作業に従事している。

3. 窓口から見た状況（配布レジメの補足）

・ことば

求人側は、外国人を直接雇用する場合、日本語能力を重視する。直接雇用の場合、日本語での指示が理解できないと生産に支障が出るため。他方で、派遣、請負の方は、派遣・請負業者が労務管理をしてくれるため、母語での労務管理が可能であるから、日本語能力がなくても就労は可能。

・保険関係

外国人は、出稼ぎを意図する場合、社会保険にはあまりこだわらない。

4. 雇用保険加入状況

外国人がきちんと雇用保険に加入しているかどうかについて、公共職業安定所では、とくにその確認を行っていない。

非正規滞在の外国人が、雇用保険の適用を求めた場合は、正規・非正規にかかわらず、雇用保険への加入を認める。

近年の職安での求人票の記載から、契約期間の動向は、期間工の場合6ヶ月が多い。その場合、雇用保険には加入することができる。

外国人に限った形では、雇用保険の被保険者数は把握できていない。

2005年9月28日（水）午前11時40分～午後0時15分

ヒアリング：浜松東社会保険事務所（於、磐田市役所）

対応担当者：黒川宏和氏（業務第1課長）、山本学氏（社会保険調査官）、原口浩一氏（静岡県社会保険事務局保険課企画係長）

同行者：井口先生、岩村先生、山川先生、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、坂本補佐、西野さん、高橋さん、志甫（記録）

磐田市共生社会推進課多文化共生係 三ツ谷さん 月花さん

【ヒアリングの概要】

(山本氏)

現場にて社会保険適用事業所の事後調査等を担当している。社会保険の加入には、国籍や雇用者本人の意思等とは関係ない。事業所に対し、誰が被保険者になるのかを示し、社会保険への加盟推進を図っている。本日は磐田市に限らず、管轄内の日系ブラジル人について話したい。

本来、常時使用のケースでは、全て社会保険に加入すべきである。しかし実態はそのようにはなっていない。保険料負担と年金制度への理解の二点が制約になっていると考えている。前者に関しては、健康保険と厚生年金保険の保険料負担が労使折半となっているため、雇用者の手当の減少に繋がるのが大きい。実際、事業主よりも日系ブラジル人が加入を拒否するケースが多い。

健康保険と厚生年金はセット加入が義務付けられている。年金の脱退一時金の説明を行っても、多くの日系ブラジル人は「目先優先」であり、健康保険のみへの加入を希望することが多い。強制的に加入させると日系ブラジル人は転職し、派遣・請負業者と受入れ企業の双方に負担をかける結果になりかねない。それを考えると、加入を拒否する日系ブラジル人に無理強いをしにくく、手続きに消極的にならざるを得ない。

派遣・請負業者は日系ブラジル人を社会保険に加入させることに反対しているわけではないと理解している。自分たちだけが加入を強制し、従業員に転職されることを心配している。そのため、「全ての派遣・請負業者に社会保険加入を強制するのであれば喜んで加入させる」と言う業者もあった。

無保険者が病院に行くと、全額実費負担となる。本人・家族だけでは支払えないこともある。そのような場合、社会保険事務所に訴えてくる日系ブラジル人もいる。その際には大抵、「事業所が社会保険に加入させてくれなかった」と主張する。社会保険事務所としては、事業所のチェックに赴くことになる。

なお、家族がいる人ほど加入率が高い傾向にある。また、旅行保険を利用している人も多い。

今後は、1.派遣先企業にも協力を求める、2.身のある年金制度の確立、3.旅行保険の厳格な適用、の三点が重要であると考えている。

(原口氏)

ここからは事務的な話をしていきたい。社会保険に未加入の事業所は、静岡県下 150 所ある。浜松東管轄区域が 55 所、浜松西管轄区域が 22 所、島田管轄区域が 61 所というように、工業地帯である県西部に偏りがみられる。

なお、派遣・請負業者については、栃木県や群馬県といった他県の業者も入ってきている。人材派遣・業務請負の急増は、いわゆるリストラの穴埋めである。

日系ブラジル人のなかには、主に在日韓国人が利用する医療保険システムを使っている者もいる。年間4万円程度の保険料を納め、180日間の医療給付が受けられる。治療費が1万円を超えると200万円が上限となり、事故死なら700万円、後遺症については500万円の給付がある。ワーキングホリデーで来日している者のなかにも利用者がいる。

個人的には、年金には脱退一時金があるからといって、日系人を強制的に社会保険に加入させることに疑問を抱いている。年金の本来の主旨と離れている気がする。

社会保険への加入を推進していくにあたり、協力を期待できるのは派遣社員や請負工の受入れ先だけではないかと思う。労働者と使用者は共に、自分に都合の良い主張しかしないからである。たとえば、保険に入っていなかったことが問題となった場合、労働者側は「使用者が入れてくれない」と、使用者側は「労働者が入りたくないと言った」という主張を繰り返すことになる。

永住者を除けば、社会保険のセット加入は外国人に共通の問題となっている。具合の悪い子を連れて泣きついてきた母親を前にすれば、国民健康保険に加入させてしまうということが市役所の窓口では行われるだろう。

社会保険に関する外国人問題は日系人に限らない。静岡県でも、1日に8時間以上働く留学生は大勢いた。

<質疑応答>

1. 井口先生：常用的使用関係について、日系人の請負・派遣では、雇用契約の期間を2ヶ月とし、数日の休みを挟んで再度同期間の雇用契約を結ぶということを繰り返すケースが少なくないと理解しているが、そのように雇用契約の期間を用いて社会保険への加入を回避しているケースは見受けられるか？

黒川氏：2ヶ月以内の契約というのは日本人の場合に多い。日系人のなかには1年以上の雇用契約を結んでいる者もいる。そもそも契約がないこともある。日系人は基本的に、加入の義務は知った上で入りたがらないということの方が多いと認識している。(疑問) ?

井口先生：名古屋周辺では、派遣・請負の日系人の雇用契約期間は2ヶ月以内というケースが主流である。隣接県等との連絡会議のようなものは存在しないのか？

原口氏：連絡会議は存在しない。雇用契約期間が表面上は2ヶ月以内でも実態として連続して長期にわたっているようなケースについては、追跡的な調査が可能だと思う。

2. 岩村先生：社会保険には、社会保険事務所の職権で強制的に加入させられるはずだが、実際には説得して任意で入ってもらおうとしているように見えた。強権発動をすることはしないのか？

原口氏：実例がないため、強権発動はできない。社会保険事務所が抱える問題としては滞納保険料もあり、そちらを放置して保険加入だけを強制するのは難しい。また、企業からも生産ラインに悪影響が出ると言われては、安易に動けない。

3. 井口先生：セット加入の原則の例外はないのか？

原口氏：昭和 61 年からオンライン化されており、高齢者を除けばありえない。

4. 井口先生：派遣先企業の協力とは具体的にどのようなものか？

原口氏、岩村先生：たとえば、社会保険への加入資格を有するのに加入していない者がいる場合、その従業員を受け入れてはいけないといった制約を設けることは可能だろう。

(岩村先生、山川先生談)

改正派遣法のガイドラインには社会保険に関する事項が含まれているが、構内請負には適用できない。製造業派遣は面倒なため、まだあまり広がっていない。

磐田市企画財政部納税課 インタビュー議事録

対応担当者：磐田市企画財政部納税課 鈴木様

日時：2005 年 9 月 28 日（水） 13:00～13:30

場所：磐田市役所西庁舎 301 会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野（記録）

配布資料：なし

1 納税に関する概要

税収は、全体で 164 億 3900 万円、うち外国人は 3 億 9600 万円（2.4％）である。

納税状況（未納状況）は、6 月末日までに課税された 4 税（*）に関する、8 月 1 日現在の未納状況は、下記のとおり

人数：全体 17,925 人（延べ人数、以下同じ）、うち外国人は 3,516 人（19.62％）

金額：全体 29 億 681 万円、うち外国人 1 億 9810 万 9549 円（6.67％）

* 市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税を指す 国民健康保険税は課税時期が異なることから上記に含まない

*なお人口は全体 17 万 5111 人、うち外国人は 8,850 人（5.05％）

2 住民税の捕捉率

捕捉率については推計していない。

3 徴収についての他部署との連携

住民税と国民健康保険料については、課税の根拠を聞かれたら対応する程度である。

国民年金保険料とは連携していない。平成12年ごろまでは連携していたようだが、今はそのような事実はない。現在は具体的な問い合わせがあれば応じる程度。

4 徴収できない額

現在までに1億7,500万円（うち外国人に關係する額は1%強）。

5 困難

言葉が通じないこと。通訳がいるが、名前の登録が横文字であるため本人確認が難しい。住民課と連携したり、共同住居については部屋番号でリストを作成して対応している（同じ部屋の中に苗字の違う人が住んでいることもあるため）。

また、転居が多いので徴収が困難である。1月1日に居住している地域で必ず課税されるので、課税漏れはないが、居住地の把握が難しく、督促が困難である。コストとリターンのバランスを考えると、個別に訪問して徴収するまでには至っていない。

国保年金課 インタビュー議事録

対応担当者： 磐田市健康福祉部国保年金課 伊藤傑夫様

日時：2005年9月28日（水）

場所：磐田市役所西庁舎301会議室

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、小島部長、千年室長、勝又室長、高橋さん、志甫さん、西野さん、竹ノ下（記録）

配布資料：様式14 外国人の国民健康保険適用状況調査票（平成17年4月1日現在合計と各地域；磐田・福田・竜洋・豊田・富岡）

1. 国民健康保険と国民年金の磐田市の概況

国民年金→社会保険事務所が実務。数の把握ができない。

加入手続きは、市がやるがその後は社会保険事務所が扱う。

昨年は、健康保険は入りたいけど年金は入りたくないという人が多かった。今年はそういう人が少ない。

勤めをしていて国保に加入したいという人は多い。10月は特に多い。その場合、会社から書類などの形で確認をとる（退職証明、試用期間など）。しかし、そうした確認がとれない場合は、社会保険への加入を勧め、国保には加入できないという形でお断りする。

2. 国民健康保険への加入希望

国保加入者 磐田市では 16000 世帯が加入（外国人含む）。

会社が入れてくれないからという場合、いろいろな事情があるが、どんな事情？

本人からは、入れてくれないということしか言ってこない。

会社からは、いつやめるか分からないから入れないよといわれた。また、会社が半分負担しなければならないから、安い労働力を使う意味がなくなるから。

また、数少ない例として、本人から社保よりも国保のほうが安いから、国保のほうに入りたいという方もいる。（社保はセット加入だから）

社保と国保のどちらに入るべきか、見解が食い違うことはあるか。

あまりない。1日8時間以上、週5日働いていれば、社保の適用対象になるから、国保への加入は認められない。

会社のほうでも、社保への加入が断られた場合は、無保険になることはある。

両方とも入れない場合はどうするか。特に何もしていない。

現実に無保険者はいると思われる。社会保険事務所と市町村の国保年金課との間には、あまり事務手続きの連絡調整はない。制度上の制約はない。

3. 無保険者の問題

無保険者になった場合、全額実費で払うことになる。

旅行保険などで個人的に工面。

病気になってから国保に入れてくれという人は外国人、日本人ともにいる。

それで加入を認めたケースはある。病気が治ってから払わなくなるケースもある。

社保の適用対象で無保険の場合が一番難しい。当事者には、会社に社保への加入を要望してくれと伝える。なかには、保険への加入を要望すると首になるからいえないう人もいる。その場合、社会保険事務所にその人の会社名を伝えて、社会保険事務所経由で事業所を指導する。

出産直前に加入を希望する人もいる。

4. 保険加入の手続き

外国人登録のときに、保険加入はどこまですすめているのか？

登録のときに、職業等を確認するから、その際に確認する。

そのときに、仕事をしていないといえ、入ることはできる。国保年金課としては、実際に働いているかどうかリアルタイムに確認できない。

日本人→保険証の配布は、原則郵送。

外国人→窓口に来てもらって配布する。仕事しているかどうかの確認のため。

外国人でも、数は少ないが、短時間就労のため社保に入れないから国保に入りたいという人はいる。その場合、会社から短時間就労の証明をとってきてもらう。

派遣・請負業者が直接、国保加入の代理手続きをしているか？

通訳として一緒にきているケースはあるが、本人が直接手続きしているケースが多い。

5. 外国人の国保加入と国保財政

国保財政からすると、外国人の加入が財政を圧迫しているという議論はあるか？

そうした議論はないわけではない。きちんと保険税を払ってくれば問題ない。

滞納の場合、即停止ではない。納税課のほうで、1年間納付がない場合は、短期保険証を発行して切り替える形になる。

6. 間接雇用と国保加入

業務請負で働いている人でも、マックス2ヶ月で試用期間の場合、入れざるをえない。断ることはできない。その場合、保険証の期限を2ヶ月にしてしまう。3ヶ月以降は、社保になるということを伝える。その後、無保険になるという問題は残る。合併後は、そういう形に業務を統一。

磐田市 エスコラ・ニッポ・ブラズィレイラ・ヒアリング

住所：〒438-0072 静岡県磐田市鳥之瀬^{とりのせ}115-4

日時：2005年9月28日（水）14：15～14：45

面会者：校長 国吉ソニア・レジナ先生

通訳：共生社会推進課 利光ヒサ子

出席者：井口先生、岩村先生、山川先生、坂本補佐、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、勝又室長、西野さん、志甫さん、高橋（記録）

磐田市共生社会推進課多文化共生係 三ツ谷さん 月花さん

資料：無し

- ・ 2000年開校（2月始業・12月終業）
- ・ 全校生徒230人（1歳～15歳）、有資格教員数21人（日本語授業用日本人教師3人）
- ・ 学費：午前3万円／月、午前&午後5万円／月（食事代込）、送迎代5000円
- ・ ブラジルでは認可を受けているが、日本では認可を受けていない
- ・ 保育・授業時間は、8：00～12：00が保育園&小学一年生、13：30～17：00が小学二年生から高校一年生、20：30まで預かる

- ・ 教科書は全教科 1 冊にまとめられている（英語、日本語は別冊）
- ・ ニヶ月毎水曜日に保護者会
- ・ 公立小学校に通学していて、ブラジル帰国前の一年だけ本校に通学する生徒もいる
- ・ ポルトガル語の特別クラス有（午前・午後の空時間に実施、追加料金無）
- ・ 小学校からポルトガル語と英語の授業をとる
- ・ 地域の保育園が定員オーバーのため入学を希望するケース有
- ・ 保護者面談は日曜日に数組ずつ実施
- ・ 生徒、学生の目標はブラジルに帰国して大学教育へと進学すること
- ・ 9 月中旬にはブラジルから講師が 3 人派遣され、勉強会を実施

問題点、課題など

- ・ 査証の関係で有資格教員を思うように招致できない
- ・ 文部科学省の認可が無い
- ・ 入学希望者が待機中
- ・ 日頃から学校と地域住民との交流を図る
（例：7 月 Festa・ジュネ、12 月卒業式、餅つき、11 月日本人学校の教師と本校の合同研修）

磐田市立東部小学校訪問

日時：2005 年 9 月 28 日（水）15:00～15:30

同行者：竹ノ下、高橋、西野、千年（記録）

面会者：東部小学校校長 鈴木亨司先生

資料：「平成 15・16 年度文部科学省指定 帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進事業」に関するもの

2004 年 外国人生徒数=69 名 現在、1 年生が 10 人くらい外国籍

2005 年 外国人生徒数=71 名 全生徒数の 9.4% うち、90%=ブラジル人

平成 15 年（2003 年）から、外国人児童対応に、教員が 2 名加配された。

近くにある県営住宅は現在 3 分の 2 が日系ブラジル人であり、その影響が大きい。

日系人の増加は平成 11 年頃より。7 年前は 10 数名だったが、現在は 70 名になる。

昨年は 1 年生（4 クラス）のうち 10 人が日系ブラジル人であった。

取り出し授業は、4 年生までで 2 クラス。

目標

- (1) 授業の国際化 – 日本語を母語としない子どもの学習支援のためのカリキュラム
- (2) 教師の国際化 – 教師が率先して外国人児童の実態を把握

(3) 環境の国際化 – 教室の表示・おたよりなどのポルトガル語化

(4) 地域の国際化 – PTA 交流に外国人親子の参加

(5) 子どもの国際化 – 外国人と日本人との交流

(2)教師の国際化と、(3)環境の国際化は昨年までで取り組みが進んだので、残りの3項目については今年度の課題である。

現在、直面している課題

(6) 年ごとに外国人児童生徒数が極端に推移すること。1クラスに1-2人と、3-4人では対応の仕方は大きく変わらざるを得ない。

(7) 親の方もどんどん変化。親は日本語を覚えようとしなくなっている。

(8) 親の将来設計がしっかりしている場合、子どもも集中する傾向にある。

(9) 学習の態度の基礎を取出し授業で教えるが、来日時期や環境など、個人差が大きいので困難が多い。

(10)取出し授業の宿題を子どもが子育て支援センターの「まなぼ！（学習支援）」でみてもらうことが多いので、学校のスタッフも時間をつくってセンターに出向き、連携を強化している。

こうのとりの東保育園訪問

日時：2005年9月28日（水）15:00～15:30

同行者：竹ノ下、高橋、西野、千年（記録）

面会者：こうのとりの東保育園園長 山本頼子先生

資料：こうのとりの東保育園案内

- ・ 定員は90名だが、希望者が多いので111名受け入れている。定員の120%以上を入れることは規程上不可能。
- ・ 外国人児童数（学童保育を含めて）39名
 - 0歳 2人
 - 1歳 3人
 - 2歳 6人
 - 3歳 6人
 - 4歳+5歳 12人
- ・ 学童保育は、22名中10名が外国人児童
- ・ 外国人児童は全てブラジル人児童で、団地の住人
- ・ 学童保育は、開所して3年目 1年生から3年生を預かっている 7時まで（通常、地域の学童は6時まで）。熱心な親が多い。
- ・ 夏休みは、28名が利用 ¥1,000/日 朝7:00から夜7:00まで。ニーズが高いがそ

れが悩みでもある。

- ・ 通常の学童保育料は、¥7,000/月
- ・ 延長保育は、朝は無料、夜は¥3,000/月。朝夜ともにブラジル人の利用が多い。
- ・ 通訳に週2回来てもらふ。プリントは全てポルトガル語に翻訳。メールも活用
- ・ 4～5年前（2000年くらい）は、帰国する人が多かったが、現在は定住する傾向にある
- ・ 外国人児童の親との茶話会を開き、思いを聞いている。以前は帰国したいと考える人が多かったが、現在はブラジルの治安の悪化から、帰国せずに日本で家を買いたいと考える人が多くなった。磐田市は住みやすいし仕事もあるという噂を聞いて、他地域から移ってくる人もいる。

現在の課題

- ・ 保育園年中くらいになると、ポルトガル語を話す子ども同士で固まってしまう
- ➔ 地元の小学校を目指しているのので、なるべく日本語に触れさせるようにしている。
- ・ 学童の子ども達は、逆に日本語でしか話さない。
- ・ 日本で生まれた子供や、小さい時に保育園に入った子どもに適応上の問題はあまりみられない。3年保育くらいから入所してきた子どもから、適応が少し困難になってくる。5歳くらいからだど、なかなか大変。
- ・ 日系人の場合、教育に関して心配する親も多い。希望者に能力テストを行ったところ、能力的に日本人の子どもと全く変わらず能力が高い子もいる。
- ・ 外国人のお母さんが団地で独自に託児所を行っている場合もあるが、認可の基準が低く環境は良くない。

2005年9月28日（水）午後3時20分～4時

訪問先：芙蓉工業株式会社 磐田営業所（ブリヂストン磐田工場内）

対応担当者：所長 奥山隆二氏 副所長 林田正一氏

同行者：井口先生、岩村先生、山川先生、小島部長、勝又室長、坂本補佐、志甫（記録）

磐田市共生社会推進課三ツ谷さん

資料：無し

【ヒアリングの概要】

（工場・事業所について）

ブリヂストン磐田工場は5年前から稼働し、現在も拡張が行われている。敷地面積は17ヘクタールであり、約半分は未だ活用前の段階である。生産しているのは、プラズマテレビの表面材、部品、自動車や建物で使用するフィルムである。ブリヂストンは、プラズマテレビのパネルでは3割のシェアを持つ。工場全体では約1000名が働いており、内390名が

ブラジル人である。

芙蓉工業の本社は神奈川県藤沢市にあり、ブリヂストン関連の仕事が 7 割を占める。従業員の 9 割は南米人で、日本人は僅かである。国籍はブラジルやペルーが多く、スリランカというケースもある。こられは、日系人または日系人の配偶者である。

(所長と副所長の経歴と役割)

所長の奥山氏は 22 歳のとき、単身でブラジルに渡った一世である。22 年間農業に従事した後、日本に戻ってきた。現在、磐田市の「多文化共生社会推進協議会」の委員も務めている。副所長の林田氏は 14 年前に初来日した二世で、ブラジルの大学を卒業している。日本語ができ、習慣も理解している彼は、日系人従業員の生活面のフォローなども担当している。具体的には、生活ごみの処理、子供の教育、病院に関する相談が挙げられる。ごみは、磐田市が分別回収を細かく行っているため、他地域から移ってきて戸惑う者がいる。

(雇用管理について)

現在磐田営業所で働く日本人高卒者は 3 人で、一人は「飛び込み」、二人はハローワーク経由だった。日本人の比率を上げたいが、シフト勤務がネックになっており、なかなか集まらない。

日系人の内訳は、1990 年代後半以降、三世と、二世または三世と結婚した現地人が主流になってきている。意識としては、日本で仕事がある限り長く滞在しようかという者が増えている印象はあるが、ゆくゆくは帰国したいと考えている者が多いと思われる。磐田市にはブラジル文部省認可の学校があるため、そのように考える者が多く集まっているかもしれない。

磐田営業所では、従業員との雇用契約は 6 ヶ月で結んでいる。ブリヂストンとの関係も 6 ヶ月契約である。

雇用している日系人の勤続年数は、平均すると 2~3 年である。長期にわたって勤続する者もいるが、大半は 2~3 ヶ月の一時帰国のため離職する。再来日する者も多い。なお、日本での滞在期間は 10 年前後という者が面接でも多い。

在留資格は「永住者」が主流となっている。ビザの更新の手間を省くため、5 年間の滞在后に切り替えている。

仕事に必要な技能は、およそ 2~3 週間で覚えることのできるレベルである。工場は 24 時間操業しており、3 グループ 2 交代制で対応している。仕事日と休日の関係は、5-2-5-2-5-1 の順で、一日の労働時間は 7 時間 30 分である。

芙蓉工業では全国同一賃金としている。技能水準に応じた昇給は無いが、勤続が長い者とリーダーには時給を上積みしている。リーダーは、上からの連絡事項を伝える窓口としての役割を担うまとめ役であり、工程内の流れを把握している者である。この他、5000 円程度の皆勤手当がある。たとえば勤続 3 年目の者の時給を 20 円上げたとすると、月に 7000

～8000 円の昇給となっている。若い人について見れば、残業等の関係で、ブラジル人従業員の方が日本人より手当が多い。

仕事に必要な日本語は限られているためすぐに慣れるが、それ以上のレベルまではなかなか伸びない。家では、ケーブルテレビでブラジルの放送を見ている者が多い。

従業員の採用は、当初は広告を用いていたが、徐々に働いている人の友人・縁戚を活用することが中心になっていった。今では、従業員の誰もが知らない人を採用することはない。また、ブラジルで採用活動を行うこともない。磐田市には 2 万人のブラジル人がおり、人手は集めやすい。リピーターも多く、一時帰国の前に再入国手続きを行うのが一般的である。

夫婦で芙蓉工業にて働いている者は約 3 割いる。なお、18 歳未満は雇わない方針である。もっとも、中卒者の場合、18 歳になるまでが人間として道を踏み外さないように、という観点からは難しい時期であると認識している。

(社会保障)

社会保険には入りたがらない。加入を勧めても、「いずれ帰国するから」との返答が多い。将来増えるかもしれないが、「ずっと日本にしようと思うので加入したい」という者はまだ現れていない。国民健康保険に入りたいという希望者は多い。1 年単位で海外旅行保険に入っている者もいる。

なお、社会保険への加入を希望する者については、速やかに手続きを取っている。このように希望者についてのみ社会保険への加入手続きを行っていることに関して、社会保険事務所から咎められたことはない。

(税金)

所得税は源泉徴収、市県民税は特別徴収である。

(その他)

食堂があり、昼食はそこで従業員が実費を負担して取る。夜は工場全体として弁当の支給がある。食堂でのブラジル料理の導入は検討中である。他の営業所で実施した結果、欠勤率が下がったという例がある。

芙蓉工業（磐田営業所）として 120 世帯分の社宅を持っている。社宅は月々、1 人につき 2 万円強である。2 人で入ると約 4 万円となる。同規模の民間の賃貸住宅は、月々およそ 6 万円である。

磐田市のブラジル人は、あまり関東地方に移らないようである。

日系人が日本に帰国し、日系人同士で結婚する例が増えている印象がある。混血を歓迎する南米諸国では徐々に日系人同士の結婚が減っていたことを思うと、新しく興味深い傾向である。

やはり、中学生・高校生といった子供がブラジルに戻りたがらず、その両親が帰国したいができない、というケースも実際にある。また、来日の際に10～15歳位の子供を連れてくると、日本での学校生活になじめず苦勞するケースが多い。

ブラジルは日本以上に學歷社会であるが、日本への出稼ぎの影響で18歳位の日系人が減少し、本国の大学の倍率が下がったとの声さえ聞かれる。

来日する日系ブラジル人は多様性に富み、弁護士や歯科医等の高學歷だった者もいれば、土木や農業に従事していた者もいる。

2005年9月28日(水)午後5時～5時40分

訪問先：東新町子育て支援センター

対応担当者：センター代表 鶴見さん 木ノ内惇子さん 他スタッフ2名

同行者：井口先生、岩村先生、山川先生、竹ノ下先生、小島部長、千年室長、西野さん、高橋さん、志甫さん、勝又(記録)

磐田市共生社会推進課多文化共生係 三ツ谷さん 月花さん

【活動概要およびインタビューの概要】

活動を始めて2年間経過した。

東新町県営住宅磐田団地の第2集会場を借りて活動をしているが、年度末までに現在地から余り離れていない場所に専用の建物が建設されることになっている。

活動は土日を除く毎日で、週3日月水金の午前(10～12時)は「あそぼ!親子のつどいの広場」とし、日系ブラジル人及び日本人の子育て中の親子の相談にのっている。また、週5日月～金の午後(14:00～16:45)は「まなぼ!学習支援」とし、日系ブラジル人及び日本人の子どもたちの宿題支援や学習支援を行っている。

費用は「つどいの広場事業」の補助で4分の3の費用を国、県、市で四分の1ずつ負担している。

名簿というものではないが、リストとしては利用しているこども(小学校1～6年)約25名のリストがあり、日本人のこどもが3名入っている。ほぼ毎日くる利用者は日に平均5～6名程度で3名のスタッフで対応している。

10年前には東新町のこの地域にはほとんど日系ブラジル人は住んでいなかったが、現在県営団地の住民の約7割が日系ブラジル人家族となっていると思う。こどもは来日後3ヶ月もすると日常会話を覚えるが日本語による学習には支援が必要。

木ノ内さん：幼稚園の教諭をしていた頃、日系ブラジル人の子どもたちが、幼稚園や保育園から自宅にもどっても親が就労していて、こどもたちだけで長時間居ることを知り、幼稚園などで預かり保育をするなどのことも考えたが、当時勤務していた公立保育園では

実現しなかった。退職後、ボランティアで活動に参加している。子どもたちには、将来への夢をもってほしい。日本語とポルトガル語の両方が達者な子どもについては、その能力を伸ばして通訳などになるという希望をもつ子どももでてきた。夢を実現させていく道筋を教えてやるということも重要な役割だと思う。

現在は個人で日系ブラジル人のこどもの預かりを仕事として行っている者もでてきた。たとえばあるところでは送迎バスを用意して3時から4時にかけて各家庭を巡回して子どもを集め、5時頃まで預かり再び巡回して子どもを送り届けている。月額2万5千円ほどの費用をとっているらしい。日系ブラジル人の親にとっても、子どもだけで置いて行くことに抵抗があるので、これらのサービスは好評のようだ。親の中には、このような手だても施さず、子どもだけで放置する人もいる。日系ブラジル人の親にも責任を感じて欲しい。

センターの活動のためには、より多くのスタッフが必要であり、ボランティアといえども教材費など費用がかかる。国などの補助金などでなにか支援してもらえるような制度があれば教えてほしい。

鶴見さん：小学校の教諭をしていた経験から、国は外国人といえども、いったん入国を認めた以上は、学齢期にあるこどもの教育は日本人と同様に義務として受けさせるようにさせるべきだと思う。現在は外国人の学齢期のこどもには、任意で通学の指導をしているにすぎない。学校との連携は重要だ。

参考資料：つどいの広場事業

次世代育成支援対策 の地域の子育て支援 の一環として2004（平成16）年度における地域子育て支援事業として予算化された。

つどいの広場事業：

少子化、核家族化等を背景として、子育て中の親等からは、「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」が求められている。今後、「つどいの広場」については、地域における子育て支援の中核をなすものとして、身近な場所での設置を推進することとし、2004（平成16）年度においては、85か所から500か所へのか所数の大幅増等を図った。

<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpax200401/b0107.html>

平成16年度厚生労働白書

平峰恵利花

早稲田大学大学院人間科学研究科

外国人（ブラジル人）市民による日本への希望—自由記述欄の分析—

1. はじめに

1.1 問題意識

日本に滞在する日系ブラジル人を「顔の見えない定住者」と名づけた梶田孝道他(2005)によると、ブラジル人労働者は経済社会的には現代日本の製造業の工場運営において欠かせないものとなっているにもかかわらず、生産の点以外でブラジル人がなぜ当地にいるのかは理解されていないのが現実である。職場のブラジル人は、仕事以外のブラジル人との認識上の分裂が生じている、と指摘した。

また、梶田他（2005）は、日本のブラジル人は顔が見えない存在＝理解可能な相手となっていない存在であるため、現実の把握を困難にさせ、誤ったイメージを増幅させ、さらに、把握できないことが、行政に必要な施策を行うことを困難にさせている。それゆえ、必要なサービスの提供に失敗し、地域社会ではブラジル人に対するイメージだけで社会問題化が進んでいく（梶田他、2005:241-245）と主張した。このように、地域社会や行政施策に対して、日本のブラジル人の顔を見出すことが非常に大事であると言える。本稿は、日本のブラジル人の「顔」を探し、それらのブラジル人の悩みや希望を探るものである。

1.2 研究目的

本稿は、日本における国際人口移動政策と社会保障政策の連携と可能性の検討を目的とする『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究』（厚生労働科学研究費補助金）に伴うアンケート調査の自由記述欄の回答を分析する。

この調査、『磐田市外国人市民実態調査』（2005年度）は、対象地域（磐田市）に居住する外国人（特に、人口の多いブラジル人）の仕事・生活・意識・子供の状況などの実態を探る目的で、「国際移動者統合政策研究会」が企画・設計し、磐田市が業務委託を受け実施した。

本稿の分析対象となる自由記述欄では、「1. 行政への意見・要望」、「2. 日本人と外国人がお互いに生活しやすくなるために」、そして「3. 家族と子供の将来について」の3つ質問が設けられた。自由記述であるため、選択肢に誘導されず、上記の質問について、日本に滞在する外国人（特にブラジル人）の真意や希望、あるいは日々抱えている悩みや夢を引き出すことが可能であり、今後の日本における国際移動人口問題政策と社会保障政策立案に関して、非常に重要はデータベースといえる。

本稿の目的は、これらの自由記述欄を分析し、日本滞在のブラジル人が政府や、日本人との共存、自分の将来に対して、どのような悩みや希望を抱いているかを明らかにすることである。さらに、それらの回答者がどのような属性かも併せて明らかにし、ブラジル人が日本に来る動機、そして日本に望んでいることを明らかにする。

先に結論を述べると、現在の外国人向けのサービスは目的を達成できていないこと、ブラジル人は日本人との交流を願っていること、帰国を決定するグループは若くて高学歴であること、日本滞在が長ければ長くなるほど今後の滞在予定も長くなること、そして、長期にわたる日本滞在を過ごしても社会保障の側面に問題があり、日本のブラジル人は、帰国をためらいながらも永住も決定しないことが分かった。

1. 3 データと方法

『磐田市外国人市民実態調査』2005年の調査票はまず日本語で作成され、調査にあたってはポルトガル語翻訳版が利用された。800票の調査票を配布し、650票が回収されたうち、自由記述への記入は、「1. 行政への意見・要望」が119件、「2. 日本人と外国人がお互いに生活しやすくなるために」が139件、「3. 家族と子供の将来について」が99件得られた。これらの自由記述欄はポルトガル語、またはスペイン語で記入され、平成17年度の総括研究報告書にはそれらの回答の日本語訳が収録されている。しかし本稿の分析では回答の内容を正確に把握するため、回答者が記入した原票すなわちポルトガル語・スペイン語原稿を利用し、分析を行う。

分析の方法は、各質問について多かった回答内容を分類し、その回答者の属性を調査票の調査項目に立ち返って分析する。その際、回答者の属性の特徴を明らかにするために、各調査項目の全体の傾向（磐田市外国人市民実態調査報告書で示された傾向）と比較を行う。比較を通じて全体傾向と異なる点をその回答者グループの特徴的な属性とする。

分析した調査項目は、世帯員の基本属性、世帯主・配偶者の学歴・仕事、納税・送金、日本語能力、仕事・生活に関する満足度、疾病対処・健康保険・年金、磐田市行政サービスに対する意見、今後の日本での滞在予定。そして、子供の同居・通学状況、日本語・ポルトガル語能力、日本語での生活に対する満足度等である。

2. 日本のブラジル人の悩みと希望

2. 1 行政への意見・要望

第1の質問は「行政への意見・要望」である。回答者のほとんどは簡単に意見を述べながら、政府への要望を記述している。この記述を大まかに分類すると、大きく二つのグループに分けることができる。それは、ブラジル人が日本の制度全体に差別を受けていると認識しているグループ、もう一方は、日本政府は日本語ができないブラジル人に対して、いろいろな施設やサービスを提供し、暖かくブラジル人を受け入れていると認識し、それに

対して感謝を持つグループである。前者の差別的意識グループは以下に示される「健康保険」に関する苦情と「差別」を受けているとの苦情を述べる回答に集中的に現れる。なお不思議なことは、後述するように差別意識を持つグループが最も日本で安定的な生活を目指し定住志向にある点である。一方の感謝的意識グループは、主にサービスを要望する回答者に多く見られる。

合計 119 件の回答のうち、最も多いのは「ポルトガル語通訳や資料翻訳の要望」(26 件、21.8%)、次に、「健康保険の権利の要望」(25 件、21%)、「差別を受けているとの苦情」(13 件、10.9%)、「ブラジル人学校への援助」(8 件、6.7%)と続く。特に差別的意識のグループ健康保険と差別に関しての要望が多い。これらの 4 タイプで全体の 60%強を占めている。

- ①-1 ポルトガル語通訳や資料翻訳の要望 (26 件)
- ①-2 健康保険の権利の要望 (25 件)
- ①-3 差別を受けているとの苦情 (13 件)
- ①-4 ブラジル人学校への援助の要望 (8 件)

この他には、派遣会社の行動に対する苦情・派遣会社に対する行政からの審査の要望、公的機関のサービス改善の要望、日本語教室設置の要望、住居に関する苦情、行政に対する感謝の言葉、ボランティア活動参加への要望、調査票の複雑さに関する苦情、ゴミ分別に関する苦情、下水道清掃の要望、仕事提供改善に関する要望、路線バスルート改善に関する要望、保育園入園制度緩和の要望、入国管理制度厳格の要望、麻薬問題対策の要望、などがあつた。

以下、最も多かった 4 タイプの回答の分析を行う。

①-1 ポルトガル語通訳や資料翻訳の要望

『2005 年度磐田市外国人市民実態調査報告書』によると、磐田市滞在ブラジル人の日本語を話す能力は、世帯主では「全く出来ない」が 18.9%、「あまりできない」31.9%、「まあまあ」34.2%、そして「わりとできる」と「ほぼ完全にできる」が合わせて 15.1%である。日本語を読む能力ではさらに問題が大きくなり、世帯主の日本語を読む能力は、「全く出来ない」が 45%、「あまり出来ない」が 29.1%、「まあまあ」が 18.0%で、「わりとできる」と「ほぼ完全に出来る」をあわせて僅か 7.9%である。この様な状況の中、外国人市民が多い地域の多くは多言語での生活ガイドブック、母子手帳、火災マニュアルなどを作成している。磐田市も同様に、ポルトガル語マニュアル、広報、相談施設、案内地図など、または公的機関への通訳設置を提供している。にもかかわらず、本質問では通訳の設置やポルトガル語の資料作成の要望がもっとも多く、回答数の 25%強を占める。

公的機関、特に病院への通訳の設置以外、特定な公的資料の翻訳作成の要望がある。要望されている資料は次の通りである。年金制度、保育園、公的機関の地図、教育制度、法

律、郵便局、予防接種、教育機関・図書館利用、母子家庭援助、障害者援助、インターネットで調べられるポルトガル語情報、通訳サービスの情報、スペイン語の資料などの件が上げられた。

言葉の壁に問題を抱えているグループの特徴は日系人でない者が多く、学歴レベルが低く、日本通算滞在年数が長く、今後の滞在予定は「5～10年」と「20年以上」が多少高い。年齢は1960～70年生まれが大半である。このグループは、ポルトガル語資料作成を要望しているが、既に存在するポルトガル語資料については、全体と比べると利用度が少なく、これらの資料の存在さえ認識していないものが多い。

ここで要望されているいくつかのサービスは既に存在しているにもかかわらず、その存在は認識されていない。対象者まで情報が行き届いていない状況がうかがえる。通訳の設置や資料の翻訳版は言葉の壁を乗り越える目的で設けられているが、日本語レベルが低い者に対してそのサービスはあまり役に立っていないことがここでわかり、これらのサービスの公表方法や設置場所に問題があると考えられる。普段日本人には当たり前の情報収集場であっても、日本語が全くできない者は日本の市役所や公民館などに入室する行動そのものを心細く感じるのではないだろうか。ブラジル人社会にもっとスムーズに行渡る方法を探さなければならない。

①-2 国民健康保険の権利を疑う

本質問の回答 119 件のうち、25 件(21%)が国民健康保険に関して苦情を示している。それらの苦情は次の構成がある。

- ・税金を払っているため、国民健康保険に加入する権利がある（19 件）
- ・派遣会社は社会保険に加入させないまたは、違法な条件をつける（4 件）
- ・低額な保険制度が欲しい（2 件）

日本で働き日本の制度に従い税金を納めているにもかかわらず、日本政府はブラジル人に対して、国民健康保険に加入する権利を認めないという苦情と、それを改善して欲しいという要望が圧倒的(19 件)である。これらの主張の内容をより明らかにするのが派遣会社・請負会社に関する苦情の 4 件である。

日本滞在を 3 ヶ月超える者は、健康保険制度に加入する義務があると日本の法律で定められているが、日本のブラジル人の中で、健康保険への加入を希望しない者がいるのは確かである。希望するか否かの理由はさまざまだろうが、その理由はここでは問題とされていない。法律で定められた通り、保険制度に加入を希望しながらも、その義務を果たす状況が整っていない、またはその権利が認められていないとの苦情に関する回答がここで問題とされている。つまり、なぜ希望しても健康保険に加入できないのかという疑問として理解することができる。

派遣会社への苦情に関する回答によると、市役所で国民健康保険加入を申請すると、国民健康保険の納金を怠るブラジル人が多い、または仕事をしている者は会社が提供する保

険に加入するべきであるとの理由から、国民健康保険への加入は断られる。なぜ会社の保険に加入しないかという点、安定した雇用ではないため、派遣会社や仕事先の会社はその負担を背負いたがらなく、会社側は加入を断る、または労働者(ブラジル人)に保険費用の全額を求めたり、給料から差し引いたりする。

以上の事情が発生しているため、「日本政府は、ブラジル人労働者を会社の法律違反から守ってくれない」、「日本政府はブラジル人の労働や税金は求めているが、権利は与えてくれない」、あるいは「どの国にも、いい人や悪い人が居る、なぜブラジル人だけを皆悪い人とみなしているのか」といった記述から、回答者が抱く日本政府・社会からの差別的意識をうかがうことができる。

だが差別的意識といっても、国民健康保険の権利を求めるグループは、日本で比較的安定した生活を求めているグループでもある。彼らの通算滞在年数は長く(5~9年 38.5%、10年~36%、全体は両方含めては10.2%)で永住予定の割合も目立つ(29%、全体は12.2%)、また帰国予定の者も長期滞在を目指している。配偶者と同居し、子どもを持つ者が大半であり、日本語能力も優れている(「かなりできる」と「ほぼ完全に出来る」を合わせて36.4%、全体は15.1%)。年齢は1960~70年代生まれが圧倒的である。磐田市の広報の利用度は高く、その存在を「知らない」ものは少ない(20%、全体は42.8%)。

つまり、健康保険を要望している者は家族と共に生活し、日本への定住志向もある。彼らの家族の安定・安全をはかるため、保険加入の権利が満たされる仕組みをつくる必要があるのではないだろうか。

①-3 差別に関する苦情

3つ目の回答群は、日本政府や社会の全体的な制度が外国人を差別しているとの苦情を示している。要するに、外国人(ブラジル人)は日本人と同じように、またはより長い時間で仕事をし、同じように高い税金を払っているにも関わらず、日本人と同様に有給や社会保障の権利が認められない、との苦情である。健康保険の権利を要望する回答と類似するが、これらの回答では直接健康保険に触れてないため、別に分類した。しかし、前者のグループと比較すると異なった特徴を示している。

このグループは、10年以上の通算滞在年数が大半で、帰国予定が5年未満と「わからない」に半々に分かれる。学歴レベルは非常に高く(大学50%、全体20%)、広報いわたや通訳の設置などのサービスはほとんど利用している。だが、日本語能力は低い(半数が「まあまあ」であり、後はそれ以下である)。

このグループの差別への苦情の理由をするため、仕事や生活に関する満足度を比較してみた。仕事に対する満足度は多少低いですが逆に不満を示していないため、全体傾向より恵まれているグループといえよう。子供の教育に関する満足度は高く、問題は無いと思われる。だが、生活に関わる住宅、医療環境、そして日本人との付き合いに大きな不満を抱えている。

つまり、ブラジルではエリート層であったものが、来日し、長い間滞在しているが、安定した住宅、医療環境や日本人との良好な社会的付き合いが認められていない者が差別の苦情を表している。これらのものは、長期滞在をしたにも関わらず今後の滞在予定は短期であるため、出稼ぎ志向であるともいえる。

① - 4 ブラジル人学校へ援助の要望

帰国を前提としている者には、子供をブラジル人学校へ通わせることはその国の言葉をしっかり身につけるため大切である。あるいは来日年数が浅く日本語ができない子どもを日本の学校に通わせるのも困難であるため、ブラジル人学校は大きな役割を果たしている。だが、ブラジル人学校そのものの問題や承認があるか否かの問題、さらに授業料が工学であるという問題もある。高額な授業料に苦痛を感じている人々がこうしたブラジル人学校への援助の要望について回答している。

このグループの特徴は、通算滞在年数は5～9年に集中しており、大半は今後の滞在予定を5～10年に設定している。親の学歴は平均より高いが日本語レベルは非常に低い。子どもは11、12歳が大半でポルトガル語能力は高く、日本語能力は非常に低い。全員ブラジル人学校を通っている。学費は5万円が平均で、第2子がいる家族はその倍を支払っている。もう一つの目立つ特徴は親の高年齢であり、1950～60年生まれに集中している。世帯主の年収は200～300万が大多数である。

2. 2 日本人と外国人がお互いに生活しやすくなるために

次に二つ目の質問、「日本人と外国人がお互いに生活しやすくなるために」について分析する。

最近、日本人と外国人の共存が話題になっている。言葉の壁、文化や生活習慣の違いでさまざまなトラブルが発生し、それらの問題を経験する地域の住民は重大な悩みを抱えている。日本人と外国人がお互いに生活しやすくなるためには、既存のルールを知らせるだけでは不十分である、お互いに尊重しあい理解し合ったうえで生活を整えるのが大切であるとのことを提案する記述が多くみられた。

回答は全部で139件あり、大きく4つに分けられる。まず、お互いが生活するためには片方だけに頼ってはいけないと気いた人が最も多く、これらの人は、お互いに理解し合う交流の場やイベントの設置を要望している(47件)。次に、日本人がもっと柔軟にブラジル人を受容すること(30件)、そしてブラジル人自身が行動を直し日本のルールを守ること(21件)、最後に、相互尊重である。最後のタイプは「尊重」「平等」などほとんど一言で回答されているので、本稿では前者の3つのタイプについてのみ分析する。

②-1 お互いに理解しあう交流の場やイベントの設置 (47件)

②-2 日本人がもっと柔軟にブラジル人を受容すること (30件)